

# 資料 地方税改正が経営に及ぼす影響の實態調査

須崎正義

一 は し が き

本調査は昭和二十五年十月中旬に四國財務局の委嘱により行われたものの一節であり、調査は本学経済學部学生有志により次に掲げる書式を使用し面接によつて実施された。

整理番号	
------	--

**秘**

## 税が事業経営に及ぼす影響実態調査

香川大学経済学部経営研究室

企業形態	業種	業業	従業員	家族従業員(除世帯主)	雇傭人	人	人	県	郡	市	町	村
------	----	----	-----	-------------	-----	---	---	---	---	---	---	---

### (一) 租 税 負 担 額

税 種	所 得	日 田	24年度租税負担額	25年度負担額及負担予定額	備 考
事業主が直接の 事業主たるもの 事業主が直接の 負担しないもの	所 得 税	税 額	円	円	
	事業税(附加価値税)				
	地租・家屋税(固定資産税)				
	市 町 村 民 税				
	其の他の直接税				
	取 引 品 物				

(二) 事業に用いている固定資産及び

償却資産の総額 (時価)

土地	坪	円
建物	坪	円
機械	坪	円
器具	坪	円
什器	坪	円
其の他の償却資産	坪	円
合 計	坪	円

(三) 事業経営により生ずる附加

價値の総額

支拂地代家賃	円
支拂利子	円
支拂貸銀給料	円
諸経費	円
利益	円
合 計	円

(四)

1. あなたの事業では新地方税によれば国税と地方税を合算して今迄より減税となりますか。
2. 元本償込 (再生産規模の縮小) の懸念はありませんか。
3. 納税財源は (納税積立金、賣却金回収、借入金、投資、その他) 計画性の有無。
4. a、税が高過ぎると思いませんか。(他の同種企業に比し、負担能力に対し、其の他) 思ふ思はぬ
- b、適正納税対策 ( )  
青色申告の有 無
5. 新地方税に対する意見

調査の対象となつた企業の分布は香川県を主とする四國四縣が最も多く、岡山、兵庫、廣島等が之に次いでいるのは学生の出身地によるものであらう。

回答の総数は重複せるものを二を除けば一三七であつて、この内訳を企業形態別に見れば個人企業六六、合名会社二、合資会社五、有限会社一一、株式会社四八、協同組合五である。

回答の総数は必ずしも調査の結論の確実性を大数法則的に立証するに足るに十分な数ではなく、また個人企業および株式会社以外の形態については特に少数であるので原則として集計、整理にはこれらは除外せざるを得なかつた。猶規模別、業種別内訳は省略する。

次に調査は時期的に見れば新地方税法が未だ完全に実施せられるに至つていない過渡的時期において行われた。従つて固定資産税、住民税については既に実施を見ているため確実な数字的把握が可能であるが、附加価値税については概算金額を予測し得て之を記載せる少数の回答、事業税金額をこれに充当せるものおよび大多数の空白回答等があり混乱せる回答ぶりを示した。

調査は昭和二十四年度納税実額と二十五年度納税一部実額および一部予定額について行つたのであるが、徴税政策的にも所謂三月危機克服のため一部徴税の次年度繰越があり、また遅延納の存在による課税額と納税額の不一致が新旧両税法の比較を幾分不明確なものとしている。

調査表中(一)事業に用いている固定資産及び償却資産の総額と(三)事業経営により生ずる附加価値の総額は、夫々固定資産税及び附加価値税の税額決定の基準となるものであつて、経営がこれらに就いて如何なる理解をもつかを知り、併せて(二)の租税負担額中の負担予定額との関連を通じて当該経営の税対策の計画性、合理性を推測せんとしたのである。(猶附加価値額は調査の便宜上加算法によつた。)

これらに就いては遺憾ながら概して所期の目的を充分に達成し得る信頼性ある数字の記入を得ることが出来なかつた。

#### 二 (四) に対する回答

調査表中(四)に対する回答を集計整理すれば次の如くである。

地方税改正が経営に及ぼす影響の実態調査

第一表実態調査(四)に対する回答集計

項 目	企業形態						計
	個 人	合 名	合 資	有 限	株 式	協同組合	
1. 減税となる	32	1	1	2	11	0	47
ならぬ	21	0	1	1	13	3	39
不明	13	1	3	8	24	2	51
2. 元本喰込懸念あり	35	1	5	7	20	2	70
なし	28	0	0	4	26	2	60
不明	3	1	0	0	2	1	7
3. 納税財源計画的性あり	26	0	2	5	29	3	65
なし	40	2	3	6	65	2	68
					(不明4)		(不明4)
4. 税が高過ぎると思う	66	2	4	10	37	5	124
思わぬ	0	0	1	0	0	0	11
青色申告あり	18	2	3	(不明1)	9	41	76
…………なし	47	0	1	2	5	2	57
	(不明1)		(不明1)		(不明2)		(不明4)
計	66	2	5	11	48	5	137

備考 3 納税財源計画的性の有無の判定は納税積立金制度の存在する場合を除いては面接時の補充的質問によりこれを行った。

第二表 (四) の 3 及び 4 に対する回答の内訳

項 目	企 業 形 態						計
	個 人	合 名	合 資	有 限	株 式	協同組合	
3. 納 税 財 源							
納 税 積 立 金	15	0	0	2	14	0	31
売 掛 金 回 收	17	0	2	7	19	1	46
借 入 金	16	1	3	3	8	1	32
投 資	4	0	2	0	1	0	7
其 他	8	0	1	0	4	3	16
計	60	1	8	12	46	5	132
4. 税が高過ぎると 思	(66)	(2)	(4)	(10)	(37)	(5)	(124)
その理由の内訳							
他の同種企業に 比	10	1	0	2	2	0	15
負担能力に対し	30	2	3	4	21	4	64
其 他	2	0	0	0	1	0	3
計	42	3	3	6	24	4	82

備考 イ 4.において記入された理由の数が回答数より多いものは2以上の理由を記入したためである。

ロ ( ) の数字は合計に含まれないことを示す。

次に(四)の5新地方税に対する意見に就いての回答は左の通りである。

一、何等記入なきもの

三八

二、分らぬ、または意見なしとの記入

二〇

三、意見を表示せるもの

五八

三の内訳

イ、純粹に新地方税法に関するもの

三二

(イの内主要なものは a 附加価値税は不適當である一三 b 地方税の増加が過大である六 c 固定資産税は過重である四 新d地方税は適正妥當である二)

ロ、國税、地方税に共通する意見

二六

(ロの内評価および賦課の公正を希望すると見られるものが二二件で圧倒的に多い。)

### 三 解 說

実態調査の結果得られた以上の数字の語る主要な点は大要次の通りである。

1、(四)の2元本喰込の懸念ありや、即ち税と企業の担税能力の限界に就いての質問に対しては、懸念ありとなすものが回答総数一三七七〇例を示している。

また(四)の4 a 税が高過ぎると思うとの回答一二四中負担能力に対して高すぎるとの回答が六四例を占め(四)の2と符節を合している点は注目すべきであらう。

もとより元本喰込の懸念ありとの回答が直ちにその事実の存在を意味するものとなすことは出来ないが、これに就いては香川縣が実施した昭和二十四曆年度の中小企業租税負担の実態調査(対象は個人企業のみ)においても生

計費および所得税の合計が計算所得額に対する比率は商業において一三〇・二％工業において一三六・四％を示し明らかに元本喰込の状態を示している。

2、(四)の5新地方税に対する意見に就いては新地方税法に基く税額が未知数なため、いきおい二十四年度の全期および二十五年度前期の税一般に対する意見が多く見られた。また新地方税法成立遅延によるずれおよび過年度分の繰越による納期集中等による短期間における徴税の重圧下における調査であることは注意を要するところであらう。

附加価値税に対する反対の根拠としては、同税が営業利益の有無に不拘課税される点および業種別附加価値差が認められ、固定資産税に対する反対理由は、時期的に人員整理による企業整備が行われていたため、多くの事業場においては遊休設備の存在が顕著であり、これに対する固定資産税の賦課に対して強い反対があつた。同時に同税が設備の完全稼働を奨励するものとしてこれを支持する少数の意見も存在した。

さらに市町村当局者によつて行われる固定的資産の評価の信頼性に就き疑問と懸念を表示せる意見が三あつた。附加価値税および固定資産税の業種別、規模別差異、具体的にはそれらが或種企業に取り過重であるとの意見は、両税が元來轉嫁さるべきものであることから見れば失当の見解であるが、公正競争経済においてはその完全轉嫁は必ずしも可能でないこと、および轉嫁不能部分についても経営合理化によりカバーすることの不可能な事実を物語るものである。住民税に対する反対は皆無であつた。

3、次に二、三の点につき回答を企業形態別に見ると左の通りである。(個人企業対株式会社につき検討する)  
 (四)の1減税となるは個人企業六六中三二、株式会社四八中一一、減税とならぬは六六中二一に對して四八中一三であり、また不明は六六中一三對四八中二四であつて、個人企業においては回答の半数は昭和二十五年度の税額

が二十四年度に比較して減少するとしている。之に対し株式会社においては減税になると考えるものは回答中の僅か四分の一弱であり、不明が二分の一を占めている。

(四)の2元本喰込の懸念ありは個人企業に就いては回答の五三%を占め、株式会社においては四二%弱である。懸念なしは個人企業の四二%に対し株式会社は五四%と奇しくも正反対の関係にある。

(四)の3納税財源計画性ありは個人企業の三九%に対して株式会社は六〇%である。

(四)の4税が高過ぎると思うは個人企業においては一〇〇%株式会社は七七%であり即ち二一%弱は高過ぎると思われぬとの回答であつた。

猶税が高過ぎると思うとの回答中その理由を記入せざるものは個人企業においては三六%株式会社においては四八%を示している。

次に税が高過ぎるとの判定理由の中、他の同種企業に比してとの平衡感によるものは、個人企業においては二四%弱を占めるに対し、株式会社の場合には僅か八%強である。

負担能力に対しとなすものは個人企業において七一%強であるが、株式会社においては八七%を示している。之を要するに、多少の例外的現象は存在するが、概して株式会社形態の経営においては、個人企業に比較して、経営管理が、より計画的科學的に行われているものと見る事が出来るであらう。

#### 四 ち ゅ び

貨幣價值の変動に基く經濟不安定期においては、完全な税制はあり得ない事は一般に指摘せられているところであり、したがつて安定經濟の上に立つ恒久的税制と呼ばれる新租税体系に就いて不安定期且つ税制自体に就いても過渡的轉期において、しかも少数の中小企業に就いて実施せる調査の結果に基き之を批判することは多くの問題を



含むであろうことは否定し得ない。

然し乍ら以上の如き諸制約にも不拘本調査は、経営者に対してはその税務経営計画面より見た合理化の不備を指摘し、徴税当局に対しては課税および徴税に対する非科學的態度の存在およびその是正の急務を教えるものと言ふことが出来るであろう。(経営経済研究室)